

戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務」とする。

2 目的

戦争体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の教訓や平和の大切さを県民に学んでいただくため、愛知県内の戦争遺跡を巡るバスツアーを実施する。

3 業務内容

広く県民を対象として、戦争の教訓や平和の大切さを学んでいただくため、愛知県内の戦争遺跡を巡るバスツアーを企画実施する。なお、仕様の詳細は別紙のとおりとする。

(1) 対象者 一般県民（年齢等の条件は県と協議する）

(2) 実施内容

ア 戦争遺跡の事前調査の実施及び事前調査報告書の作成

イ 戦争遺跡に関する紹介コンテンツ（パンフレット）の制作

ウ 戦争遺跡を巡るバスツアーの企画・実施

4 業務完了届について

受託事業者は、すべての委託業務が完了したときは、契約期間満了日までに、業務完了届に事業の成果等を記載し、成果物を添えて遅滞なく県に提出しなければならない。

5 委託業務の実施期間

契約締結の日から2026年12月25日（金）まで

6 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、業務実施に係る計画書及びスケジュール等を作成し、県の承認を得るものとする。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託者が負担すること。

- (4) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（県が提供するものを除く）。
なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) この業務に係る成果物の著作権は、委託業務完了の日をもって県に無償で譲渡するものとし、制作物等のデータを県に無償提供すること。
- (6) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、県に遅延なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (9) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決めるものとする。

1 戦争遺跡の事前調査の実施及び事前調査報告書の作成

(1) 戦争遺跡の事前調査の実施等

- ・受託者は、別添「事前調査対象一覧」のうち、県が指定する 20 か所について、バスツアーを企画するための事前現地調査を実施する。
- ・受託者は、事前調査の実実施計画・スケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、調査対象となる施設等に対して、必要な調整等を実施すること。
- ・事前調査においては、バスツアーの企画を検討するため、一般県民の見学の可否やバスの乗り入れの可否、駐車場の有無等を調べるとともに、現場の様子が確認できるよう、記録写真等を撮影すること。
- ・事前調査結果をまとめた事前調査結果報告書を作成すること。

(2) 成果物及び納期

ア 成果物

- ・事前調査結果報告書 2部
- ・事前調査結果報告書及び記録写真等の電子データ (CD-R 等)

イ 納期及び納品場所

- ・納 期 2026年9月4日(金)
- ・納品場所 愛知県県民文化局県民生活部県民総務課

2 戦争遺跡に関する紹介コンテンツ(パンフレット)の制作

(1) パンフレットの制作

- ・受託者は、別添「事前調査対象一覧」のうち、県が指定する 20 か所について、以下のとおり遺跡の概要をまとめたパンフレットを制作し、納品すること。
(仕 様) A5版・24ページ(表紙・裏表紙含む)・中綴じ・フルカラー
(制作部数) 50部
- ・受託者は、パンフレット制作に係るデザイン・レイアウトに関する業務一式を実施すること。ただし、原稿については、県から提供するものとする。
- ・受託者は、別添「事前調査対象一覧」のうち、県が指定する 6～8 か所程度について、写真撮影を行うこと。
- ・掲載する写真については、県が所有する写真を使用できるものとする。
- ・制作したパンフレットは、バスツアー参加者に配布するものとする。
- ・校正を 2 回以上行うこととし、県と十分協議の上、その指示に従うこと。

(2) 成果物及び納期

ア 成果物

- ① パンフレット 50部
- ② パンフレットデータ一式を格納したCD-R等
 - ・印刷用原稿データ (Adobe Illustrator等)
 - ・PDFデータ
 - ・パンフレットに使用した素材 (イラスト・写真等)

イ 納期及び納品場所

- ・納 期 2026年11月20日(金)
- ・納品場所 愛知県県民文化局県民生活部県民総務課

(3) 留意事項

- ・版下の使用権は県に帰属する。
- ・制作に当たっては、著作権・肖像権、個人情報等に十分配慮するとともに、必要に応じて使用許諾等の手続きを適正に実施すること。
- ・成果物は、契約期間終了後も、県が実施する事業において使用できるものとする。

3 戦争遺跡を巡るバスツアーの企画・実施

(1) バスツアーの企画

- ・受託者は、「1 戦争遺跡の事前調査の実施」結果に基づき、バスツアーを企画すること。なお、ツアー内容は以下を基本とするが、県と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。

＜戦争遺跡を巡るバスツアー実施概要(予定)＞

開催日 2026年12月5日(土)

定 員 20名程度(小型又はマイクロバス1台)

内 容 愛知県内(東三河地域)の戦争遺跡(4～6か所程度)を巡るバスツアー
集合場所: 愛知・名古屋 戦争に関する資料館(予定)

(集合場所までの交通費については、参加者負担)

参加費 有料(施設利用料による)

- ・見学対象となる戦争遺跡については、企画内容をもとに、県と協議の上、決定すること。
- ・ツアー中の移動は専用の運転手付きバスによることとし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行うこと。なお、運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許可を受けた者が行うこととする。
- ・ツアーには、遺跡の説明ができるガイド(県が指定する者)が同行することとし、

各遺跡で解説を実施する。

- ・幅広い年代の方に参加いただけるよう、ツアー内容を工夫すること。
- ・行き先は、別添「事前調査対象一覧」に掲載の施設を基本とするが、その他近隣の施設等を行程に含めることも可とする。なお、豊川海軍工廠への訪問は必須とする。
- ・参加者が昼食をとることができる施設等をツアーの行程に含めること。なお、昼食代は参加者負担とする。
- ・天候リスクを考慮したツアーとすること。
- ・最少催行人員を設定すること。なお、最少催行人員の設定に当たっては、貸切バスに係る運賃や料金を委託料で充当することを踏まえ、できる限り1名で設定すること。

(2) バスツアーの実施

- ・受託者は、(1) で企画したバスツアーの実施（ツアー当日の運営含む）に係る一切の業務を実施すること。
- ・ツアー当日は、添乗員を同行させること。
- ・バスツアーの実施に必要な資材一式（バスの借り上げを含む）を調達すること。
- ・バスツアーの行程表及び運営マニュアル等を作成し、関係機関等への送付及び実施に関する連絡調整、事前説明等を適切に行うこと。
- ・当日想定される緊急時に対応するため、緊急時の体制及び連絡網の整理を行うこと。
- ・事業の実施に当たり、必要に応じて関係機関への許可申請等の手続きに関する業務を行うこと。
- ・バスツアーの実施に係る費用（施設利用料、駐車代金、有料道路料金等）の支払に関する業務を行うこと。
- ・県職員等（2名程度）が説明補助者として同乗する場合があるため、乗車できる座席を確保すること。
- ・バスツアー当日の開催状況について、記録写真の撮影を行うこと。

(3) その他関連業務

- ・事前に立ち寄り先までのコース等を十分に把握し、コースの状況、危険箇所、休憩場所、トイレの場所等を確認すること。
- ・参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者の決定に関する事務、参加者に対する連絡調整等を行うこと。なお、チラシの作成及び配布

は県で行うものとする。

- ・参加費が発生する場合は、参加者から収受すること。
- ・ツアー中に発生した事故へ対応するため、参加者に国内旅行傷害保険への加入を案内する等、安全対策を講じること。

(4) 成果物の提出

- ・実施結果報告書 2部
- ・実施結果報告書及び記録写真等の電子データ (CD-R 等)

戦争遺跡を巡るバスツアー事業 事前調査対象一覧

別添

	地域	名称	所在地	現況
1	名古屋	乃木倉庫	名古屋市中区本丸	-
2	尾張	歩兵第六連隊の兵舎	犬山市内山（博物館明治村内）	-
3	尾張	名古屋陸軍病院の建物	犬山市内山（博物館明治村内）	-
4	尾張	起町第二国民学校の奉安殿	一宮市三条苜（三條神社境内）	-
5	尾張	旭兵器（株）の本社事務棟	尾張旭市旭前町新田洞	-
6	尾張	法雲寺の梵鐘代替品	瀬戸市深川町（法雲寺）	-
7	尾張	河和海軍航空隊基地指揮所	美浜町豊丘	-
8	東三河	旧第一火薬庫・旧第三信管置場（豊川海軍工廠）	豊川市穂ノ原（豊川海軍工廠平和公園）	-
9	東三河	陸軍第十五師団長官舎	豊橋市高師石塚町（愛知大学内）	-
10	東三河	陸軍第十五師団司令部庁舎	豊橋市町畑町（愛知大学内）	-
11	名古屋	名古屋城の被災石垣	名古屋市中区本丸（名古屋城内）	-
12	名古屋	名古屋市役所の偽装跡	名古屋市中区三の丸（名古屋市役所）	-
13	名古屋	高射第二師団司令部の建物	名古屋市昭和区鶴舞（鶴舞公園内）	-
14	尾張	滝美業学校の奉安庫	江南市東野町米野（学校法人滝学園講堂内）	-
15	尾張	小牧山の軍防空壕	小牧市堀の内（小牧山）	-
16	尾張	加治慶之助邸の防空壕	大府市桃山町（大倉公園休憩棟内）	-
17	尾張	中島飛行機（株）衣糧倉庫の弾痕	半田市榎下町（半田赤レンガ建物）	-
18	西三河	旧制第二中学校の御真影奉掲所	岡崎市針崎町	-
19	東三河	砥鹿神社西参道被災石鳥居	豊川市一宮町社（砥鹿神社）	-
20	東三河	馬越長火塚古墳・宮西古墳の保管壕	豊橋市石巻本町紺屋谷・北山	-
21	東三河	多米配水場の偽装跡	豊橋市多米町蟬川	-
22	名古屋	第三師団司令部	名古屋市中区三の丸	農林総合庁舎・水資源機構中部支社・公園
23	名古屋	高射砲隊・笠寺陣地	名古屋市南区見晴町・貝塚町	笠寺公園
24	名古屋	騎兵第三連隊本部	名古屋市守山区守山	陸上自衛隊守山駐屯地・守山生涯学習センター・守山保育園ほか
25	名古屋	相生山緑地の爆弾穴	名古屋市天白区菅田	相生山緑地
26	尾張	名古屋陸軍兵器補給廠高蔵寺分廠への引込み線の橋梁	春日井市玉野町	道路
		名古屋陸軍造兵廠鷹来製造所西山分廠への引込み線の橋梁	春日井市西山町	橋梁跡
27	尾張	陸軍清洲飛行場の作戦室	あま市石作北浦	農地
28	尾張	愛知航空機（株）瀬戸工場	瀬戸市上本町	瀬戸市民公園
29	尾張	高射砲隊・名和陣地	東海市名和町字膳棚・太佐山	山林（緑陽公園予定地）
30	尾張	河和海軍航空隊基地	知多郡美浜町古布、浦戸、豊丘	町立美浜中学校、住宅地ほか
31	西三河	明治海軍航空隊基地	安城市東端町、根崎町ほか	特別養護老人ホームひがしぼた、農地ほか
32	西三河	小間町の壕	西尾市小間町	畑地
33	西三河	道ヶ塚の壕	西尾市吉良町友国	山林
34	東三河	横須賀海軍警備隊 大恩寺山防空砲台及び第一聴測所	豊川市御津町広石御津山（防空砲台） 豊川市御津町広石蛇塚（第一聴測所）	御津山園地・山林
35	東三河	歩兵第十八連隊兵営	豊橋市今橋町	豊橋公園
36	東三河	豊橋陸軍墓地	豊橋市東田町字西前山	桜ヶ丘公園・豊橋陸軍墓地
37	東三河	向山のトーチカ・境界柱	豊橋市向山町七面	向山緑地
38	東三河	豊橋陸軍予備士官学校（第十五師団）とその周辺	豊橋市町畑町・北兵町ほか	愛知大学、県立豊橋工科高等学校、市立南部中学校ほか
39	東三河	第七十三師団高山戦闘指揮所	豊橋市飯村町	豊橋市上下水道局高山配水場
40	東三河	豊橋海軍航空隊基地の壕	豊橋市老津町	祥雲寺境内及び山林
41	東三河	陸軍第一技術研究所伊良湖試験場	田原市小中山町八幡上、古田町岡之越、伊良湖町宮下ほか	小中山児童公園、田戸神社、県立福江高等学校ほか

※各遺跡の詳細については、「愛知県戦争遺跡調査報告書」を参照